

答申第17号

第1 審査会の結論

異議申立人からの個人情報開示請求に対し、実施機関が、平成22年11月12日付け草障第〇〇〇〇号により、草加市個人情報保護条例（以下「本件条例」といいます。）第21条第3項の規定（開示請求に係る個人情報を保有していないとき）に該当することを理由として行った不開示決定（以下「本件不開示決定」といいます。）は、妥当であると判断します。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、本件条例第16条第1項に基づき、平成22年11月1日付けで、実施機関に対し、異議申立人の補装具の申請に関する〇〇〇〇株式会社からの請求書及び納品書（以下「本件対象公文書」といいます。）に記録された自己の個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」といいます。）を行いました。
- 2 本件開示請求について、実施機関は、異議申立人に対し、平成22年11月12日付け本件不開示決定により、本件対象公文書が存在しないとして不開示の決定を行い、異議申立人に通知しました。
- 3 実施機関は、不開示と決定した理由として、本件不開示決定通知書に「開示請求のあった内容について、財務関係の書類は5年保存としており、保存期限が過ぎてしまったため請求内容の請求書及び納品書は不存在のため」と記載しました。

第3 異議申立人の主張趣旨

異議申立人の主張は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述の聴取内容を総合すると、次のとおりです。

文書が存在するのに開示されていません。また、草加市の補装具申請手続についても疑問があります。

実施機関の理由説明書において、異議申立人は補装具の受領を拒否し続けたと記載されていますが、補装具交付券を交付されていないので、そのようなことを言われても困ります。また、平成9年6月20日に市で保管する旨の手紙を異議申立人あてに送付しているとか、当時の申請手続について説明しますなどと言われても書面が添付されていないので理解できません。

異議申立人に対し、補装具交付券を交付せず、平成8年10月15日付で補

装具の交付券の写しを送付しただけで、補装具交付券を交付したと草加市が考えるのは納得できません。草加市は補装具交付券を交付しなければ、異議申立人に自己負担金の支払いを命じたことになりません。また、異議申立人は補助金の申請をしていないので、草加市が支払手続をどのようにしたのか分かりません。

また、実施機関の理由説明書において記載されている、異議申立人が受領を拒否し続けたという根拠を具体的に記載してほしいと思います。車椅子を受領しないというのなら、異議申立人に補装具交付券を交付したのはいつでしょうか。

上記のように事務手続が正しく行われな中、業者への支払いが行われ、文書管理規則に定める5年が経過したため廃棄したと考えられます。

このことから、草加市が異議申立人に補装具交付券を交付していないのに、適正な支出が完了し、5年という保存期間が満了している以上、その廃棄には全く違法性がなく、本件不開示決定が妥当である、という考えには納得できません。

第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、本件不開示決定通知書、理由説明書及び口頭説明の聴取内容を総合すると、次のとおりです。

請求書及び納品書については、地方自治法第236条において金銭債権の消滅時効が5年とされていることから、この規定を承けて、草加市文書管理規則においても予算の執行に係る文書は第3種文書として「5年保存」（財務関係の書類）としています（旧規則では、第31条第1項及び別表により「予算及び決算に関する書類」としています。）。

本件対象公文書は、平成9年度に市が収受したもので、保存期限が5年を経過したことから、既に廃棄しており、不存在により不開示としたものです。

本件対象公文書に記載されている物品は、異議申立人が身体障害者福祉法に基づき補装具として申請した車イスで、平成8年11月18日に完成し、市及び車イス製作業者から再三にわたり納入の連絡をしていますが、異議申立人が受領を拒否し続けたため、平成9年6月20日に市で保管する旨の手紙を異議申立人あてに送付しています。

まず、問題となっている補装具の交付について当時の申請手続に則して、説明します。

- ① 補装具交付券が交付されるまでの事務の流れは、申請者から補装具交付の申請、医学的意見書を添付して埼玉県総合リハビリテーションセンターに判定を依頼、埼玉県総合リハビリテーションセンターから補装具交

付の要否及びその処方内容が記載された判定書の送付、委託業者に見積書の依頼、交付決定通知、交付券の交付、となります。

- ② 車イスが完成したら、業者から申請者の元に納品書とともに車イスが納品され、その時に業者は補装具交付券に申請者から受領印を押印してもらいます。
- ③ その後、業者から請求書及び交付券が市に対し送付され、車イスの代金を市が業者に支払います。代金については、自己負担が生じる場合がありますが、自己負担分は、草加市身体障害者等の補装具の製作及び修理に係る自己負担金に対する補助金交付要綱により補助金を交付することとなるため、最終的には全額市が負担することとなっています。

このように、自己負担の有無に関わらず、代金は市が全額負担し、業者に直接支払うこととなっており、申請者がその物品（車イス）の請求書に関与する必要はありません。このため、業者への支払いが遺漏なく行われ、文書管理規則に定める5年が経過したため、廃棄したものです。

また、納品書に関しては、本来、納品時に異議申立人に渡されるものですが、申請者が受領を拒否していたため、車イスを市が受領するときに納品書も併せて収受しました。

車イスの代金の支払いに当たっては、通常、申請者が受領印を押印した補装具交付券を請求書に添付し、手続を行いますが、本件については、申請者が受領を拒否し続けたことから、補装具交付券を添付できないため、納品書を請求書に添付し、支払いの手続を行いました。

このため、納品書は支払手続の書類として請求書とともに保管され、草加市文書管理規則に定める5年を経過したため、廃棄したものです。

なお、申請当時から現在に至るまでの間、障害福祉課（障害福祉課は平成20年度から「障がい福祉課」となっているため、以下「障がい福祉課」と表記します。）にケースワーカーとして従事していた職員9人に対し、異議申立人から車イスに関する問い合わせがあったか聴取いたしました。その結果、平成11年4月6日、補装具交付券（写）の送付を最後に、平成21年8月10日に障がい福祉課長、同課課長補佐が「草加市高年者福祉センターふれあいの里」（以下「ふれあいの里」といいます。）で異議申立人と面会するまでの約10年間、異議申立人から、車イスに関する問い合わせは一切なかったことを確認しています。

この車イスの受領に関して継続的に問題となっている状況であれば、請求書及び納品書についても、別件の個人情報開示請求で既に開示している公文書と共に慎重を期して保存することも検討の余地がありますが、過去10年の間において、全く問い合わせがない中、適正な支出が完了し、5年という草加市文

書管理規則において定める保存期間が満了している以上、その廃棄には全く違法性はなく、本件不開示決定は妥当であると考えます。

第5 審査会の判断

1 審査に当たっての基本的考え方

本件条例は、「自己の個人情報管理する権利を保障し、個人の権利利益の保護を図るため、高度情報通信社会の進展に対応した個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市が保有する自己に関する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、より公正で信頼される市政の運用に資することを目的とする。」（第1条）とうたい、あわせて「何人も、実施機関に対し、自己に関する実施機関の個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。」（第16条第1項）としています。このことは、今日の高度情報通信社会における自己に関する情報をコントロールする権利の重要性に鑑み、本件条例が自己情報コントロール権を具体的権利として保障したものといえます。したがって、本件条例の解釈・運用に際しては、「自己の個人情報管理する権利」を最大限保障し、自己の個人情報の開示請求に対し、不開示の取扱いをすることは厳格に必要最小限の範囲にとどめる必要があると考えます。

当審査会は、このような基本的考え方に立って判断することとします。

2 本件対象公文書の内容と性質

本件対象公文書は、異議申立人が申請した補装具に関して〇〇〇〇株式会社が実施機関に対して発行した請求書及び納品書であることから、実施機関の職員が職務上取得した文書に該当します。また、当該文書には異議申立人の個人情報が記録されていると推測できますので、本件条例第2条第9号にいう「実施機関の個人情報」に該当し、本件条例第16条第1項に基づく開示請求の対象になると考えます。

3 本件条例第21条第3項該当性について

実施機関は、本件対象公文書が草加市文書管理規則（平成14年改正前のもの。以下同じ。）第31条及び別表の定める保存期間が満了したため、既に廃棄した旨主張しているのに対し、異議申立人は、「廃棄したと考えられます」とはいうものの、「その廃棄には全く違法性がなく、本件不開示決定が妥当である、という考えには納得できません」としていることから、当該文書が存在することを主張しているものと考えられます。そこで、本件対象公文書が既に廃棄されており、存在しないとの実施機関の主張が

妥当であるか否かを検討します。

本件対象公文書は、異議申立人が申請した補装具に関して〇〇〇〇株式会社が実施機関に対して発行した請求書及び納品書であることから、草加市文書管理規則別表が定める第3種、具体的には「予算及び決算に関する書類で、第1種及び第2種に属さないもの」に該当すると認められます。同別表によれば、第3種に該当する文書の保存期間は5年とされています。本件対象公文書の対象物品である車イスの引渡しをめぐって、異議申立人と実施機関との間に見解の相違があったことは双方の主張から明らかですが、当該事項は異議申立人と実施機関との間の問題であり、これを理由として車イスを製作した〇〇〇〇株式会社への支払いを滞らせることは妥当ではありませんので、本件対象公文書により〇〇〇〇株式会社への支払手続を行ったとの実施機関の説明は、合理的であると考えます。そして、当該支払手続が終了した以上、本件対象公文書は草加市文書管理規則第31条第1項にいう「完結文書」となり、同条2項により当該事案の完結した日の属する会計年度の翌年度4月1日から5年の保存期間が起算されることとなります。

実施機関から当審査会に提出され、かつ、別件の個人情報開示請求により異議申立人に対して開示されている平成8年12月17日付け障がい福祉課の文書によれば、〇〇〇〇株式会社は同年11月末には車イスを完成していることが認められます。本件補装具に係る支払いがいつ完了したのか、また、本件対象公文書の保存期間起算日がいつであるかも明らかではありませんが、本件開示請求が平成22年11月1日付けであることから、既に5年の保存期間を経過したことから本件対象公文書を廃棄したとの実施機関の主張に、不合理な点は認められないと判断します。

4 まとめ

以上のとおり、本件開示請求に係る本件対象公文書につき、草加市文書管理規則により定められた5年の保存期間を経過したため廃棄したとする実施機関の主張に不合理な点は認められませんので、本件対象公文書の不存在を理由とする本件不開示決定は、妥当であると判断します。

第6 付言

当審査会の判断は以上のとおりですが、実施機関による本件対象公文書の取扱いについて、以下のとおり付言します。

第5の3で述べたとおり、本件対象公文書が廃棄済みであり、不存在であるとする実施機関の主張に不合理な点は認められません。しかしながら、本件対象公文書による支払いの対象物品である車イスの引渡しをめぐって、異議申立

人と実施機関との間に見解の相違があり、その引渡しがなされていなかったことからすると、本件対象公文書は単なる「予算及び決算に関する書類で、第1種及び第2種に属さないもの」であるにとどまらず、異議申立人に対する補装具交付手続の公正を担保するものであるともいえます。

確かに、本件対象公文書の対象物品である車イスの引渡しをめぐる異議申立人と実施機関との間の交渉は、平成11年4月6日の補装具交付券（写）の送付を最後に、平成21年8月10日に実施機関の職員がふれあいの里で異議申立人と面会するまでの約10年間途絶えています。そのため、草加市文書管理規則にのっとり本件対象公文書の廃棄が違法とはいえないと判断しますが、同じく約10年間交渉が途絶えていたにもかかわらず、異議申立人の補装具の申請に関する書類一式が存在し、別件の個人情報開示請求によってそれが開示されていることからすると、本件対象公文書についても、それと同様の取扱いをすることが可能であったと考えられます。なぜならば、本件対象公文書が「予算及び決算に関する書類」としては完結していたとしても、補装具交付手続に関する書類としては完結していないと考えられるからです。

今後、実施機関においては、一の文書が複数の性質を有し得ることに留意し、文書管理についてより一層適切な運用に努めることを求めます。

第7 審査の経過

本件異議申立てに係る審査の経過は、次のとおりです。

- 平成23年 1月24日 草加市長（以下「諮問実施機関」といいます。）から諮問を受けました。
- 1月25日 諮問実施機関に対して、理由説明書の提出を求めました。
- 1月31日 諮問実施機関から理由説明書が提出されました。異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めました。また、口頭による意見陳述を希望するか照会しました。
- 2月 4日 諮問実施機関に対し、口頭説明聴取に係る関係職員の出席について依頼しました。異議申立人に対し、口頭意見陳述の日時等について通知しました。
- 2月14日 異議申立人から意見書が提出されました。また、口頭意見陳述申立書の提出がありました。諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しました。
- 2月23日 審査、インカメラ審査の実施
- 3月 8日 審査、諮問実施機関から口頭説明の聴取
- 3月 9日 異議申立人に対し、口頭意見陳述の日時等について再度通知しました。
- 3月22日 審査、異議申立人から口頭意見陳述の聴取
- 4月14日 審査
- 4月28日 審査

平成23年 5月16日

草加市情報公開・個人情報保護審査会
会長 右 崎 正 博
委員 大 井 法 子
委員 早 川 和 宏